

利用上の注意

本報告書は、平成9年6月1日現在で実施した「平成9年通商産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく通商産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）によって実施される指定統計調査（指定統計第118号）である。

3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業及びI—卸売・小売業、飲食店（中分類60—一般飲食店及び同61—その他の飲食店を除く。）に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上、かつ資本金又は出資金3千万円以上の会社を調査対象としている。

4. 調査期日及び期間

(1) 平成9年調査の調査期日は平成9年6月1日現在である。

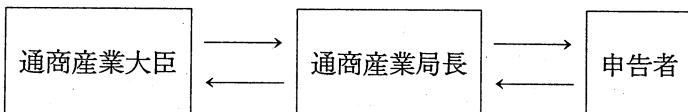
(2) 調査期間は、原則として平成8年度（平成8年4月1日から平成9年3月31日まで）の一年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 事業組織及び従業者数
- (5) 資産・負債及び資本並びに投資
- (6) 事業内容
- (7) 企業間の取引及び海外取引
- (8) 調査及び研究開発
- (9) 技術の所有及び取引状況
- (10) 親会社、子会社・関連会社の状況

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査（メール調査）を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成9年企業活動基本調査速報」として公表するほか、確報として平成9年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書（第3巻 子会社等統計表）は、「5. 調査事項」のうち、企業の「(10)親会社、子会社・関連会社の状況」に関する事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には、武器製造業が含まれている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業及び各種商品小売業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この2つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、織維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱產品の販売、②製造品の販売、③製造品の加工貢収入と、他の企業から商品を仕入れて販売する④仕入商品の販売、①～④以外の⑤その他事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを合算し、最も販売額の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売業、その他産業）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業（小分類）を決定した。

(3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業を比較する場合には、○○企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳を見る場合には、○○製造業、○○卸売業、○○小売業という用語（あるいはこの略称）を用いている。

(4) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照してください。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 子会社・関連会社に関する表

- ① 「子会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の50%を超えて出資している会社をいう。
- ② 「関連会社」とは、企業が出資している会社で発行済株式総数、資本金又は出資金の20%以上50%以下を出資している会社をいう。なお、複数の企業から出資を受けている場合は重複している。
- ③ 「親会社」とは、企業の発行済株式総数、資本金又は出資金の50%を超えて出資している会社をいう。
- ④ 海外の各地域に属する国については、付録の国分類表（地域を含む。）を参照のこと。
- ⑤ 4表、5表の集計は、次のような表章になっている。

子会社業種	保有企業数
121 畜産食料品製造業	◎—121 畜産食料品製造業に格付けされた企業のうち、子会社を保有している企業数。
商鉱工業	
鉱業	
054 非金属鉱業	
製造業	
121 畜産食料品製造業	—121 畜産食料品製造業に格付けされた企業が、どのような産業の子会社をもっているかを表している。
340 その他の製造業	業種別の保有企業数欄には、その分類に属する子会社をもつ企業数が表示されている。大分類（100）でみた保有企業数と、小分類（121～340）の企業数の計は一致しない。
卸売・小売業	
482 各種商品卸売業	
599 その他の小売業	
その他の産業	
010 農業	
890 その他の	
サービス業	

(5) 「従業者数」は、平成 8 年度末の数である。

1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成 8 年度末又は最寄りの時点の前 2 か月においてそれぞれ 18 日以上働いた雇用者）をいう。

2) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

(6) 「事業所数」は、平成 8 年度末の数である。

(7) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱業品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

仕入商品 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額
その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、飲食店、サービス業などの事業による収入額

(8) 「総資産額」は平成 8 年度末の数字である。

(9) 海外壳上高 自社名義で通関手続を行った輸出額、海外支店の売上高、外国間取引額の総額でサービス取引（運輸、通信、建設、保険、金融、情報、文化、興行等）は含まない。

海外仕入高 自社名義で通関手続を行った輸入額、海外支店の仕入高、外国間取引額の総額でサービス取引は含まない。

(10) 「国内関係会社（子会社、関連会社及び親会社）への投融資残高」とは、国内の関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

「海外関係会社への投融資残高」とは、外国為替及び外国貿易管理法の規定により届出を行った（許可を受けた）海外関係会社への出資金、貸付金（運転資金、設備資金など）などの合計をいう。

(11) 子会社・関連会社の新規保有

1) 「分社化によるもの」 事業の一部を分割し、別法人にしたもの

2) 「株式・資産の保有によるもの」 他企業の株式や資産の全部ないし一部を買い取ること。

3) 「その他(1)及び(2)以外」 分割又は買収以外の理由（合併、新規事業による新設等）によって新設したもの。

3. 記号及び注記

(1) 統計表中の記号、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。

また、「x」は 1 又は 2 の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。なお、この秘匿によっても x が算出される恐れがあるものについては、企業数が 3 以上でも x で秘匿した箇所がある。

(2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業省平成 9 年企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

5. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、通商産業大臣官房調査統計部企業統計課あてに御連絡ください。

郵便番号100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511（代表） 内線2444

03-3501-1831（直通）